

# 2008年度新宿区予算編成に関する要求書

新宿区長 中山 弘子 殿

2007年10月23日

日本共産党新宿地区委員会

委員長 近藤 雅樹

北新宿西新宿地域生活相談室長

佐藤 佳一

日本共産党新宿区議会議員団

阿部早苗 田中のりひで

沢田あゆみ 近藤なつ子

松ヶ谷まさお 雨宮武彦

あざみ民栄 川村のりあき

現在開会されている臨時国会でも格差是正が大きな課題になっており、福田内閣のもとで高齢者の窓口2割負担導入の凍結、後期高齢者医療制度の保険料の見直しなどが検討されています。

また、障害者自立支援法によって導入された応益負担は障害者に大きな負担を与え、自立とは大きくかけ離れた制度になっています。このことは新宿区議会第3回定例会で障害者自立支援法の見直しの請願が採択されたことから明らかです。まさにこの問題でも今国会で応益負担の凍結をめぐって大きな焦点になろうとしています。

今日、国政、都政のみならず区政でもますます区民生活の擁護が求められています。先に行われた決算特別委員会では実質単年度収支は71億円の黒字、積立金は462億円と好調な財政状況であることが明らかになりました。7年連続の黒字の財政状況を生かし、より積極的に区民の要求に応えることが求められています。

日本共産党区議会議員団は9月12日より区政アンケートを区民のみなさんをお願いしています。ほぼ1ヶ月を経過した10月22日の段階で2058名の方から回答をいただきました。そこには区政に対する要求や今の生活状態に対する切実な声が反映されています。

今回提出した「2008年度新宿区予算編成に関する要求書」は、これまで区民や諸団体のみなさんから寄せられた要望、今回のアンケートの内容が反映されたものになっています。それぞれの事項について十分検討され、2008年度、区の施策に取り入れるよう要望いたします。

また、国や東京都に対しても積極的な対応をされますようお願いいたします。

	重点項目
1	現行の住民税の減免制度の周知を徹底すること。また、川崎市のような前年度の所得を基準とした新しい減免制度を創設すること。
2	児童手当の支給対象年齢を18歳まで拡大し、所得制限については、加入年金の区別なく私立幼稚園の保護者負担軽減に合わせて拡大すること。また、対象者全員が受給できるようあらゆる機会をとらえて制度の周知を徹底すること。
3	小学1年生から順次30人以下の学級編成にすること。国の動向を見据えて加配教員対応で直ちに実施すること。30人学級編成に向けて学校施設の整備を促進すること。学力推進委員を新宿区でも正規教員として採用し担任を持たせ複数担任制もおこなうこと。
4	区立小学校・中学校のランチルームや特別教室にクーラーを設置すること。第1次実行計画(素案)では、3ヶ年の設置計画になっているが、2008年度に全て完了させること。小中学校の体育館にクーラーを設置し、統合新校舎との施設格差をなくすこと。
5	全ての小中学校に専任の司書を配置すること。当面、従前の図書館スタッフの派遣時間を確保できるようにすること。
6	保育園の入所待機児童の解消は年度末時点を目標にし、区立保育園新設・拡充と認可保育園の増設をはかること。高田馬場第一保育園、中落合第一保育園の民営化計画については利用者の意見をよく聞いて行うこと。選定過程で適切な法人が選定されない場合は、区立園として存続させること。
7	学童クラブ定員オーバー解消は、学校施設の利用を含めて計画的にすすめること。特に、定員を大幅に超えて登録している地域については、区の責任で増設を含めて早急に対策を講じること。当面、オーバー館には正規職員を加配すること。
8	子どもの権利条約に基づいた「新宿区子ども条例」を設置すること。
9	乳がん、子宮がん健診についても毎年実施すること。
10	国民健康保険料は来年度の値上げを行わず、2005年度並みに引き下げること。
11	介護保険料については、保険料5段階までは、第2期と同程度の金額になるよう一般財源を活用し、減額制度を創設すること。
12	通所施設利用に係る食事代を課税世帯を含め来年度以降も助成し、第一次実行計画に位置づけること。介護入所施設に係る食事代や居住費も同様に助成すること。
13	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、入院中の生活を支援するためのヘルパーを派遣する「入院生活支援事業」を実施すること。

14	介護保険の対象外の人や、介護保険の利用限度を超えて必要な人が利用できるよう、区独自で家事援助等サービスを実施すること。また、2008年1月から実施される渋谷区高齢者在宅福祉事業について新宿区でも導入すること。
15	自立支援法で導入された大幅な負担増である応益負担については、撤回するよう国に強く求めること。当面、区独自に4サービスについては上限を統一管理し、負担をゼロにすること。利用料については最高でも3%を継続すること。現行の軽減策を2009年度以降も継続すること。地域生活支援事業については無料にすること。
16	「放課後子どもひろば」は2008年度より4ヶ年で全校に拡大する第一次実行計画(素案)にとらわれず、可能な限り早急に全校で実施すること。
17	自立支援法の下でも、これまで通り障害者のための各施設が運営できるよう、区独自で人件費・家賃・移転費用等の不足分を補助すること。
18	東京都にたいし、妙正寺川の改修を急ぎ50ミリ対応工事を完了させる年次計画の提示を求めること。また、妙正寺川や神田川流域に遊水池や貯留施設を増設し、70ミリ、100ミリの降雨に対応できる総合治水対策を促進することや五軒町幹線の能力アップを強く要望すること。
19	東京都並びに妙正寺川・神田川上流域の自治体との連携を緊密に図ること。都に対して、建物の規模に応じた雨水貯留、地下浸透を義務づけ、都道の透水性舗装を進めるよう求めること。
20	区有施設並びに民間福祉施設の吹きつけアスベストは、原則として除去すること。残存施設と場所・面積等を区のホームページだけでなく、区政情報センターや各図書館などで公表することと同時に、残存施設では独自に周知に努め、利用に際しての注意を促すこと。
21	自治体が発注する業務に従事する労働者に生活できる賃金を保障する新宿区公契約条例を制定すること。新宿区の発注工事に係る元請・下請の適正化を図るため、下請契約の締結や下請代金の支払いについて、函館市の要項を参考に、新宿区独自に要項を作成すること。
22	小規模工事受注希望者登録制度の趣旨普及と情報公開を強化すること。また、工事に限らず物品についても受注の対象とすること。
23	新耐震基準以前に建築した個人の住宅や地域危険度の高い地域を中心に、耐震診断と耐震補強工事に助成する対象件数を拡大すること。助成対象に建て替えによる耐震化および、部分的な耐震工事も加えること。さらに既存不的確物件についても、せめて半額を助成すること。また、耐震補強工事に至らない場合にも、命を守る場を確保するための耐震シェルターなどへの支援を行うこと。
24	現在区が直営で運営している施設は指定管理者制度に移行せず、直営を続けること。指定管理者に対して、利用料金値上げサービス低下の防止や安全確保のために必要な委託料を支払うこと。指定管理者制度への移行後も外郭団体が区民のための事業を実施できるよう支援をすること。
25	地域活性化バスの運行にあたっては観光ルートのみならず、福祉施設等を巡回ルートとする地域コミュニティバスとして運行すること。同時にバスの運行については、区が初期投資と運行経費も含め必要な助成を行うこと。ケイビーバスについては運行回数を当初並みの1時間に3本は運行できるよう、区の財政的な支援を行い、社会保険中央病院内に停車できるよう働きかけるとともに、上落合中通りも運行できるよう区としても積極的な支援をすること。

26	鉄道事業者・東京都に対して、駅にエレベーターやエスカレーターの設置を早急にすすめ、ホームゲート等の転落防止策を講じるよう強く求めること。
27	新宿駅周辺地区の交通環境整備推進事業は、現在までの事業進捗状況や事業規模を区民に情報開示すること。多額の費用が見込まれる事業であり、計画策定着手の段階から区民に情報を開示し、あくまで区財政の支出を前提とした事業手法はとらないこと。拙速な都市計画決定は行わないこと。新宿駅東西自由通路はJRを事業主体とし、区は財政支出を最小限に抑えること。関連する近隣事業者の負担を最大限求めること。
28	都区財政調整は、区側の主張を反映させるためにも、区民集会などを開催し、区民参加で取り組みを強めること。特別区の需要を正しく反映し、特別区の配分割合を引き上げること。大都市事務の都と区の役割分担は、自治法の原則に基づき明確にすること。老朽化した区有施設の緊急対応など都区間での協議が必要な事項を、区民にも明らかにし、財源配分率や算定基準を実態に合ったものにしていくこと。
29	家庭ゴミの有料化は不法投棄の拡大につながり、ゴミ減量化の有効な手段とはならない。一般廃棄物処理基本計画の策定の中で審議会答申を区民の議論に伏し、区民の資源循環型社会への参加や仕組みづくりをおこなうこと。家庭ゴミの有料化は行わないこと。
30	サブナードの延伸計画については周辺事業者や関係鉄道事業者主体で行い区費の投入は行わないこと。
31	就労支援を担当する課を創設すること。「(仮称)新宿仕事センター」は障害者、高齢者、若者非就労者に限らず、全区民を対象とすること。
32	東京都とも協力して、ネットカフェ難民などの実態調査を行うこと。ネットカフェ難民などにも地域生活移行支援事業を適用すること。また、必要な人には低家賃の借り上げアパートを提供すること。
33	後期高齢者医療制度について、①保険料は、現行の国民健康保険料を上回らないように設定すること。そのために、国や東京都に支援を求めるとともに、区市町村の一般財源も投入すること。低所得者に対しては十分な配慮をし、国の減額制度に加え、東京都広域連合の独自の減額制度を条例化すること。②保険料を支払うことにより生活保護基準を下回る高齢者からは保険料を徴収しないこと。また、保険料の天引きをしないように国に要望すること。③資格証明書や短期保険証の発行は行わないこと。④給付停止を行わないこと。健診事業は無料にすること。
34	特定健診は無料で実施し、これに併せてがん検診も無料にすること。特定健診の導入を理由とした国民健康保険料の値上げはしないこと。検診の項目は内臓脂肪症候群の発見に特化させず、少なくとも現行の成人健診の項目は減らさないこと。
35	保育料を10%軽減すること。
36	区営住宅、区民住宅の有効活用や建て替えだけでなく、新規増設すること。
37	中小企業振興基本条例を制定し、中小企業振興を区の基幹事業とすること。18年度実施の産業実態調査をふまえ、業種、従業員規模に見合った振興策を行うこと。

38	<p>施設の廃止統合については、区の計画先にありきではなく、区民・利用者の意見を聞いて検討すること。廃止後の区有施設・区有地の活用については区の方針(等)先にありきではなく、区民・地元住民が参加する検討組織を立ち上げ、計画立案から実施に至るまで住民参加で進めること。計画が決定するまでの間は閉鎖管理とせず暫定活用すること。</p>
39	<p>シルバー人材センターで働く人たちが「生きがい」だけではなく、生活を支えるために就労日数や収入を保障できるように制度の改善すること。また、労災保険をはじめ労働者保護法の適用を受けられるように制度の改善をすること。</p>
40	<p>妊婦健診についての助成は、出産後の支給ではなく、前期・後期の検診表と同様に現物支給で行い、本人負担をなくすこと。</p>
41	<p>2008年度から実施するとしている廃プラの焼却については、実際の熱回収率は低く、ダイオキシンなどの発生拡大も予想されることから、実施しないこと。また、容器包装プラスチックの資源回収を徹底して進めること。そのための周知についてはきめ細かく説明会を開催し広報等での周知も強めること。</p>
42	<p>税控除の制度である障害者控除、医療費控除、介護保険サービス費控除などの制度解説・利用促進を新宿区が積極的におこなうこと。また、要介護認定者全員に障害者の認定申請書を送付し活用を促進すること。</p>
43	<p>区が雇用しているパートの賃金も1000円以上に引き上げ、区が率先してワーキングプア解決の姿勢を示すこと。</p>

	1 政府に対して要求すべき事項について
1	軍事力の不保持と戦争放棄を規定した憲法9条を改定しないこと。
2	首相と閣僚の靖国神社参拝を行わないこと。
3	「共謀罪」の制定を行わないこと。
4	義務教育費の国庫負担制度の廃止・縮小をしないこと。
5	政府の責任で30人学級を実現すること。少人数学級編成や教員配置の自治体の裁量を広げ、国が財政負担すること。
6	NPT再検討会議で合意された核兵器廃絶への「明確な約束」の実行を、核保有国に強く迫ること。非核三原則の法制化と国家補償による被爆者援護法に改正すること。原爆症認定基準の「審査の方針」を廃止し、被害者の実態に即した新しい認定制度をつくること。
7	消費税率の引き上げを行わないこと。サラリーマン・庶民の税金控除策を元に戻すこと。
8	郵便局を公的サービスとして維持し続けること。住民の身近にある局の統廃合を行わないこと。
9	療養病床を削減しないよう要望すること。
10	医療・年金など社会保障の国民の負担増を止め、給付の削減をしないこと。全額国の負担でまかなう「最低保障年金制度」を創設し、憲法25条の「生存権」を保障すること。
11	高齢者の医療費窓口の負担をすべて1割にすること。「混合診療」を中止し、公的医療保険制度を守る。国民健康保険事業の国の財政負担割合を計画的に復元すること。
12	医療保険のリハビリ日数制限をなくし、リハビリを必要とする人が必要なだけ利用できるようにすること。
13	医療保険の改定で、長期入院の患者に対するホテルコストについて廃止するよう要望すること。
14	義務教育終了までの児童生徒の医療費無料化を国の制度として実現すること。児童手当の所得制限の引き上げと義務教育終了まで対象を拡大すること。
15	東京厚生年金病院、社会保険中央病院、健診センターを公的医療機関として存続させること。

16	介護保険制度の国の負担を30%に引き上げ、被保険者の保険料引き上げを押さえること。新規に導入された利用料の負担軽減制度は、国の負担割合を引き上げ、経営が困難になっている事業者負担をなくして全事業者が実施できるように改善すること。利用料本人負担2分の1の対象を保険料が新第2段階の被保険者まで拡大し、低所得者も必要なサービスが受けられるようにすること。利用抑制を止め、サービスの利用を高齢者の実態に合わせて見直すこと。
17	特別養護老人ホーム・グループホームの建設及び運営への財政支援を強め、計画的に基盤整備をすすめること。介護労働者の労働条件を改善するため、介護報酬の改善などにとりくむこと。特養は、ユニット以外も建設助成の対称にすること。また、グループホームの入所条件を認知症以外にも拡大すること。
18	障害者の通所授産施設やデイサービス整備の予算を増やすこと。グループホーム整備に補助すること。居宅生活支援費は大都市の支給実績にあわせて引き上げること。障害者の法定雇用率・納付金を引き上げること。
19	生活保護費の老齢加算・母子加算削減を元に戻すこと。住宅扶助費や入学援助を実態に見合ったものに引き上げるよう引きつづき要望すること。教育扶助・就学援助を拡充すること。
20	児童扶養手当削減計画を中止し、拡充すること。
21	生活保護費の国庫負担を引き下げないこと。
22	整理解雇4要件を盛り込んだ解雇規制法を制定し、リストラの横行を規制すること。男女共通の労働時間短縮と、違法な不払い残業を厳しく取り締まる法整備をおこなうこと。パート・アルバイト・派遣・請負などの非正規雇用の拡大を止め、同一価値労働同一賃金の原則に立って均等待遇を義務化する法改正をおこなうこと。
23	中小企業予算を大幅に引き上げ、技術開発支援、資金供給をすること。貸しはがし・貸し渋り政策を転換し、信用保証や公的金融を通じて中小企業に資金供給すること。下請け二法(下請代金遅延等防止法、下請中小企業支援法)を改正・強化し、中小企業の地位向上を図るため、下請け業者を救済する第三者機関を設置すること。
24	行政が発注する業務に従事する労働者の生活や安全を守るための公契約法を制定すること。
25	地震や水害の被災者への支援を充実させ、被災者生活再建支援法を実態にあったものに改正すること。避難所となる学校の耐震化に国が財政支援するよう引き続き要請すること。個人住宅(・宅地)・よう壁・塀などの耐震補強工事及び、避難口となるドアを耐震ドアとなるよう、普及のために技術・財政面で支援すること。
26	安全な食料の安定供給のため、食料の自給率向上を図ること。BSEの全頭検査を維持し、食の安全を確保するチェック体制を強化すること。
27	政府の責任でアスベストの製造・使用等の即時全面禁止、在庫回収を実施すること。公有施設・民間施設の除去等の工事費用に助成すること。労働者・周辺住民の安全対策の徹底をはかること。被害が想定される人に対して原因企業と国の費用負担で健康診断調査を実施すること。石綿の労災認定を抜本的に見直し、被害者救済を徹底すること。

28	私学助成2分の1を早期に実現するよう国に要望すること。
29	企業・団体献金を全面禁止し、政党助成金制度を廃止すること。
30	18才選挙権を制度化し、永住・特別永住等の外国人に地方参政権を付与すること。
31	国と地方の仕事に見合う税源移譲をすすめ、地方分権を促進すること。地方交付税の一方的な削減はやめ、地方自治体の財政格差をなくすためにも、地方交付税の財源保障・調整機能を強化し、総額を確保すること。福祉や教育などの国庫負担金を削減しないこと。住民自治を奪う道州制の導入は行わないこと。
32	「容器包装リサイクル法」に拡大生産者責任の明確化を盛り込むよう国に働きかけること
33	アフガニスタンやイラクでアメリカが行っている戦争への協力はやめ、自衛隊を撤退させること。
34	教育への国家介入を強める改定教育基本法及び、改定教育3法の押しつけに反対し、憲法に立脚した教育をすすめること。
35	全国学力テストは中止をすること。
36	スポーツ振興に悪影響を及ぼし、青少年の射倖心をあおるサッカーくじの販売は中止するよう国に働きかけること。区内の販売所にたいして、18才未満への販売は法にふれる旨を徹底し、実態把握につとめること。コンビニ等での販売は中止を求めること。
37	後期高齢者医療保険制度は、凍結し全面的に見直すこと。保険料に対する国の負担を抜本的に引き上げること。年齢で高齢者を差別する包括定額制の導入は行わないこと。
38	特定健診の受診率等に基づき後期高齢者医療制度支援金の加算・減算は行わないこと。特定健診は本来公衆衛生として実施すべきとの立場に立ち、受診費用に対する国庫負担を引き上げること。
39	就学援助への国庫負担金制度を復活し抜本的に増額すること。高校、大学、専門学校などの授業料負担の軽減措置の大幅拡大、無償の奨学金制度の創設すること。

2 東京都に対して要求すべき事項について	
1	臨海部への施設建設に加え外郭環状道路整備など総額7兆円を超える投資を見込んでいるオリンピックは誘致しないこと。
2	乳幼児医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。医療費無料化の制度を中学生にまで拡大するにあたり、所得制限を撤廃すること。公約を実行すること。
3	待機児解消は認可保育園を大幅に増設して実行すること。私立保育園へのサービス推進費補助削減や都加算補助の見直しをやめ、充実すること。公立保育園への都補助金廃止を見直すこと。第2子からの保育園保育料助成を実施し、私立幼稚園の保護者負担費軽減補助を充実すること。
4	30人以下学級実現に向け、小学一年生から計画的に実施すること。区市町村の少人数学級編成を認め、財政支援すること。
5	高校進学希望者が全員入学できるように、都立高校の統廃合計画を中止し、定員枠を拡大すること。都立高校の入学金や授業料を値上げしないこと。都立職業訓練校の授業料は無料のまま継続するよう求めること。
6	私学助成の削減された経常費補助を復元すること。私立高校授業料軽減補助を増額すること。
7	地裁判決に則り、日の丸・君が代の強制をやめ、都の通達を撤回するよう求めること。戦争を賛美する歴史教科書を都立学校で採択しないよう求めること。
8	国民健康保険への補助を増やすこと。建設国保の都補助金を削減しないこと。
9	リハビリテーション病院を増やすよう要望すること。
10	入院助産指定病院を区内で増やすよう要望すること。
11	大久保病院において、小児科を新設するよう要望すること。不採算分野と言われている周産期医療が担えるよう産科・小児科を設置するよう、都の病院経営本部に要望すること。
12	シルバーパスは、所得に応じて3,000円パス、5,000円パス、10,000円パスなどを発行するよう求めること。
13	高齢者医療費助成制度(マル福)を復活するよう要望すること。
14	重度要介護状態にある高齢者に介護手当の支給を求めること。

15	社会福祉法人による介護利用者負担軽減を実施している事業者に補助し、全事業者が本格的に実施できるようにすること。都の独自制度として、2分の1減額対象者を利用者負担第2段階まで拡大すること。
16	特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型施設、デイサービス、グループホームなど基盤整備に対する補助金の対象枠と金額の拡充を図ること。小規模多機能施設やケア付住宅の整備を促進すること。
17	入所更正施設、グループホームなど障害者施設整備助成の対象と金額を拡大すること。障害者就労支援策を抜本的に強化すること。福祉手当など経済的支援を拡充すること。また、「障害者地域生活支援・就労促進3ヵ年プラン」をさらに21年度以降も延長すること。
18	障害者自立支援法施行で、都としてこれまで実施してきた補助・支援を縮小・廃止しないこと。
19	生活保護の夏冬見舞金を復活すること。被保護者が通院する際の医療券を埼玉県や新潟県のように国民健康保険証と類似の形状のものに改めること。
20	路上生活者の自立を促進するため、住宅・就労への支援を拡充すること。区に対する財政支援を強化すること。
21	女性相談センターの一時保護所を増設し、相談員の更なる充実を図ること。児童相談センターの福祉士を増員すること。保護スペースを拡大すること。
22	福祉・教育・消防など公的分野で若者の雇用を拡大し、労働情報提供、労働相談、職業訓練を強化し、就労支援を都に要求すること。
23	住宅やマンションの耐震診断、耐震・不燃化工事に補助するよう都に求めること。木造密集地域の不燃化助成をすすめること。
24	鉄道・高速道路の耐震化、液状化対策を強化すること。超高層ビルの長周期波対策を強めること。
25	帰宅困難者対策については、区内の大規模事業所や学校などと協定を積極的に結び、備蓄物資や救援体制の充実を図ること。特に遅れている中小零細企業の防災対策の強化を図るため、事業所建物の耐震調査、改修の融資や利子補給、備蓄物資の拡充のための助成制度等を行うこと。
26	災害被災者の住宅の再建・修繕等への助成、生活再建については、現行制度では要件や支援額が実態に合わず不十分なことから、支援を抜本的に強化するよう都に求めること。
27	地域安全センターとなった戸山町・弁天町・矢来町・下落合、計4ヶ所で働く警察官OBの「地域安全サポーター」の勤務の時間帯を拡大することや、土日の勤務を行うなど、できるだけ無人にならないようにすること。高田馬場四丁目交番跡に出来るマンションに警察や地域の人が立ち寄れるスペースの設置を要望すること。

28	歩車分離式信号機を、交通事故などが発生している地域はもちろんのこと、要望が出されている所、可能な所について早急に設置するよう警視庁に強く要望すること。また、設置信号機には「歩車分離式信号」の標識と歩行者にとっての待ち時間が分かる「歩行者待ち時間表示」などの装置をあわせて設置すること。
29	都バス「橋63」「飯62」「新75」系統の運行本数を増やし、運行時間を延長すること。地下鉄13号線開通後も現行のバス路線を存続すること。すでに廃止した路線も関係住民からの要望の強いところは復活すること。
30	区内の都有地等を活用して都営住宅を増設すること。高齢化に対応して中層都営住宅にエレベーターの設置をすすめること。百人町や弁天町建て替え住宅で2年以上事業用として活用していない空き住戸は地元割当を行うこと。
31	都道における無電柱化の促進をすること。
32	中央環状新宿線について①事後アセスメントを適切に行い、当該基準を超えた場合には中央環状新宿線の供用を停止すること。②当初計画より大幅に遅れている山手通の工事については、沿道の環境・周辺店舗の営業の観点から可及的速やかに完了すること。③山手通のバス停留所については、風雨を避ける設備を設置すること。④山手通の自転車通行帯については安全対策を施し事故防止に努めること。
33	学力テストについては、地域や学校のランク付けにつながるような公表はしないこと。

	3 平和のための施策について
1	区長は憲法99条に則って憲法を擁護する立場から憲法9条を尊重する立場を区民の前に明確にすること。
2	「都区市町村平和事業担当者連絡会議」での情報交換だけではなく、東京23区等の他の自治体によびかけ、(仮称)「非核平和宣言区連絡会」を結成し、非核・平和のための共同の運動にとりくむこと。
3	歴史博物館、図書館、文化センター、小中学校などの文化・教育施設に、広島・長崎の原爆被爆の実態や、第5福竜丸の惨禍、東京大空襲の惨禍を知らせ、平和の実現をめざす常設の「非核・平和コーナー」を設置すること。学校での平和教育の中で被爆者や戦争体験者話を聞く取り組みを行うこと。
4	被爆者への見舞金を増額するとともに、被爆者の墓参にたいし助成金を支給すること。また、被爆者団体への助成金を拡充すること。
5	国や都にもはたらきかけ、新宿区歴史博物館として、栄養研究所や戸山の軍医学校理学教室など区内にある旧陸軍関係施設の歴史的資料をもれなく保存し、編纂・発行すること。
6	「戸山人骨」については、人骨をめぐる真相の解明をはかるため、厚生労働省が「戸山5号宿舎周辺を調査する」と明言したことを受け、早急実施するよう国と協力すること。
7	区内にある近現代の遺跡を、第二次大戦中の戦争遺跡も含めて調査し、保存すること。遺跡の存在を示す案内板を設置すること。

	<b>4 女性の権利と人権の確立のために</b>
1	DV防止法関連の施策を充実させるために女性相談員の増員を行うこと。
2	区の各種審議会などへの女性の登用比率を50%を目標に高めること。
3	夫などの暴力に苦しむ女性のために、当面緊急避難もできる保護施設を区の責任で設置するよう、各関係団体と協議すること。

	<b>5 福祉の充実のために</b>
	<b>[1]高齢者のために</b>
1	高齢者のためのケア付住宅・シルバーピアの建設を促進すること。シルバーピア以外の区営住宅の虚弱入居者にも、見守り対策をもつこと。
2	介護予防のためにも区立のプールの利用料を高齢者・障害者には無料又は大幅割引にすること。又、区内の民間温水プールについても割引制度を活用できるようにすること。
3	入院中の重度要介護度認定者に、入院見舞金制度をつくること。
4	紙オムツの支給は要介護度によって足切りせずに、必要とするすべての高齢者に助成すること。
5	介護人が急病の時などに対応可能な、介護保険枠外の介護用緊急一時ベッドなど「高齢者緊急ショートステイ事業」を、ケアマネージャー等に十分周知すること。さらに拡大し、利用料についても軽減すること。他区の事例を参考に「介護保険べんり帳」を利用者の立場に立って見やすく使いやすくすること。
6	医療におけるリハビリは、現在でも1部のケースを除き日数により打ち止めされている。障害者センターや保健センターで行っている機能訓練及び保健指導などを、医療機関等とも連携して周知し、事業の拡大を図ること。
7	ことぶき館は区の直営とし、有料化しないこと。風呂をなくさないこと。
8	介護予防事業の拠点となることぶき館の統廃合は行わないこと。
9	近隣に公衆浴場がないことぶき館については、入浴時間を延長すること。
10	高齢者の就業対策に積極的にとりくむこと。また高齢者が自主的につくる高齢者事業団等(区の外郭団体ではない)と話し合い、就労の場を拡大するよう努力すること。
	<b>[2]介護保険の充実のために</b>
1	地域包括支援センターは、区民・高齢者の相談などに十分にのれるよう人員を増やすこと。
2	介護保険事業計画策定にあたっては、区立特別養護老人ホームの増設について、待機者の実態に見合った計画とすること。また、重度の方から入所する方針を改め、軽度の方でも必要度に応じ入所できるよう見直すこと。
3	区民健康センター内の訪問看護ステーションなど、区が実施している介護事業は、民間事業者に模範を示す意味でも、引き続き直営によって実施すること。

4	訪問リハビリ、デイケア、ショートステイなど、目標量に対して供給見込み量が極端に低い在宅サービスの供給量の確保に努めること。
5	民生委員の協力も得ながら地域包括支援センターが地域の高齢者を把握し、必要な人が介護保険や高齢者福祉サービスの対象から漏れることのないようにすること。要支援1,2となった高齢者のうち、約半数が予防プランの作成も行われず、地域包括支援センターとの関係も希薄となっている。少なくとも要支援1,2との介護認定を受けている高齢者の実態を定期的に把握するためにも、予防プランの作成率を高め、継続的、定期的な関わりを強化すること。
6	在宅認知症高齢者のためのショートステイ及びデイホーム、ナイトケア等の対策を早急に拡充すること。認知症のグループホームを増設すること。
7	ケアマネジャーが行う手間と時間を費やす住宅改修の理由書作成については住宅介護サービス計画費とは別に区の制度として報酬を支払うこと。
<b>[3]障害者(児)のために</b>	
1	学校の統廃合による校舎や空き教室等を活用し、「第二あゆみの家」を新設すること。また「あゆみの家」入り口とショートステイ入り口にある段差については危なくないように改修すること。
2	区立養護学校及び「あゆみの家」成人部門の理学療法士および作業療法士を常勤の正規職員として採用し、一層の充実をはかること。
3	障害児の延長保育を実施すること。
4	区内各所にある児童館を障害児が気軽に利用できるように、設備の改善および必要な人的配置などの改善をおこなうこと。
5	身体障害者、知的障害者、精神障害者の障害のニーズにあわせた「自立生活ホーム」の増設をはかること。
6	身体・知的・精神障害者のための区立の福祉作業所を増設すること。また、無認可作業所への運営費助成の増額を行うなど支援を拡充すること。
7	精神障害者の共同作業所の家賃を全額補助するため、現在の補助上限額については見直し、更新料の助成を行うこと。統廃合による学校施設の活用をすすめること。新体制以降については必要な財政措置を行うこと。
8	精神障害者に関する制度の啓発・普及を促進すること。精神障害者のための地域生活支援センターを増設し、24時間対応で相談業務を実施すること。
9	区の福祉施設で働く職員の待遇については、民間事業者であっても区は常に関心を払い、区職員と同等の待遇で高水準のサービスが提供できるよう対策を講じること。

10	障害者に就労の場を提供しているチャレンジワーク「新宿区障害者就労福祉センター」の作業場所を拡大し、正規職員を増員するなど運営への援助を強めること。区としても雇用の拡大になお一層の協力、援助をすること。ITなど最新の整備を拡充すること。
11	障害者の就労の機会を拡大するため、区内企業に対し障害者の雇用促進を促し、基準を満たしていないところについては公表する等、関係各機関と協議、指導を強めること。また、区(関係法人・団体も含む)は積極的に採用すること。
12	就労継続支援についても就労移行支援と同じく利用者の負担を無料にすること。
13	職親制度の充実をはかり、協力事業所を拡大すること。
14	視覚障害者が鍼灸マッサージ等の営業活動にもガイドヘルパーを利用できるように制度の改善をはかること。
15	障害者福祉センター内マッサージ室を、午前・午後とも利用できるよう小規模授産施設として位置付けることも含め検討すること。
16	身体障害児者、知的障害児者、精神障害者、難病のそれぞれのニーズに対応できるホームヘルパーを養成するために、教育・訓練・研修を実施すること。また、精神障害者のホームヘルプサービスについては、必要な人が利用できるよう実態に見合った対象の見直しを行い、制度の周知を行うこと。
17	言語、聴力障害者には、障害者用に開発されたパソコンソフトの購入費助成を行うこと。聴覚障害者でファックスを2級以上の者だけでなく希望する者には給付すること。課税世帯の方も含め使用料を助成すること。区の発行物に視覚障害者のためのSPコードをつけること。
18	新宿区社会福祉協議会の有料介助制度を利用する場合には、低所得の障害者には新宿区がその料金を補助すること。
19	新宿スポーツセンターなどの区有施設の障害者用トイレは順次自動扉に改めること。また、電動車いすも使用できるように、当事者の話をよく聞いて改善すること。諸施設を障害(児)者が自由に利用できるように改善し、申し込み手続きを含め、障害者の利便を考慮すること。
20	整備が遅れている精神障害者に対して、障害者福祉手当、福祉電話、福祉タクシー、自立生活ホーム助成制度等の障害者福祉制度を都に求めるとともに、区独自にも推進すること。
21	脳血管障害等による言語障害者に対して、区内で働く作業療法士等に協力を求め訪問による訓練制度を実施すること。
22	呼吸機能障害者等の団体とも協力し、実態調査を実施し、呼吸器教室などの事業の拡充をはかること。
23	障害者福祉タクシーについては利用券を月7枚から10枚以上に増やすこと。精神障害者も対象に加えるとともに現行の対象枠を拡大すること。

24	リフトタクシーの台数をさらに増やし、利用の効率化をはかり利用しやすいものにするため、区が設置している運行協議会を毎年定期に開催すること。また、区内障害者向受付を一カ月前に改め、優先利用できるようにすること。
25	障害者の自家用車燃料費の助成額を引き上げ、対象枠の拡大を図ること。また、施設通所者への交通費支給を介護者についても行うこと。自家用車の場合は燃料費の助成をすること。また、駐車場に困窮している障害者とその家族の自家用車に対して民間の駐車場の確保と駐車場料金の助成制度を設けること。
26	区内の公共施設に障害児用ベッド付きのトイレを各施設の状況を個別に判断し設置すること。
27	区立住宅を障害者の生活実態に見合うよう改善すること。グループホーム、ケア付住宅などとして設置すること。障害者や高齢者のための公共住宅は入居者の実情に適合した住居となるよう、ハーフメイド工法にすること。
28	障害者福祉センターの講座・講演会を充実できるよう十分な指定管理料を措置すること。
29	第三あした作業所実現のために区としても支援を行うこと。
30	知的障害者入所更正施設の区内設置を急ぐこと。
31	災害時の避難場所となっている学校施設は障害者の安全も確保できるものとなるよう、改築時だけでなく全校改善を急ぐこと。
32	精神障害者の就労支援事業を実施計画に盛り込み、区役所の中で職場実習を拡大するとともに、他の公共機関や民間にも協力を呼びかけること。小規模授産施設の運営助成を増額すること。
	<b>[4]生活困窮者のために</b>
1	生活保護を受給したい人の申請は無条件に受け付け、そのうえで適切に対応すること。申請書を渡すこと。
2	生活保護世帯に対する法外援護を拡充すること。また、夏、冬の見舞金を従前通りに戻すこと。さらに、入浴券が必要な世帯については、せめて現行の二倍を増やすこと。短期入院世帯も対象に加えること。
3	生活保護世帯の児童・生徒の入学援助については、入学の支度に実際に必要な金額の不足分については当面区が法外援護すること。
4	生活保護世帯が歯科診療を受けやすいように、指定医院の拡大をすすめるため、歯科医師協会と協議すること。
5	生活保護行政においては、専門職員の増員により体制強化をはかること。

6	生活保護の摘要にあたっては行き過ぎた就労指導を行わず、厚生労働省から改めて示された通り、不況による雇用の悪化など社会経済状況をも勘案し、実態に合った対応を行なうこと。
7	各種制度の減免助成一覧のしおりを作成し、区民にわかりやすく知らせること。作成するまでの間は、各窓口で他制度の減免助成についても案内できるようにすること。
8	生活困難世帯に対する国民健康保険料並びに医療費負担分(一部負担金)の減免と徴収猶予制度を積極的に行うこと。これら制度の存続を広く区民に周知するために、独自の“制度紹介チラシ”を作成すること。
9	生活困窮者の家電リサイクル費用を助成する制度を創設すること。
10	社会福祉協議会が窓口となっている応急小口生活資金貸付制度は、倒産、失業による一時的な生活困窮などの理由も対象とする「特別枠」の貸付限度額拡大と無保証人制度をつくるよう厚生労働省に要望すること。
11	ホームレスの自立支援策の具体化については、住民への啓発活動を行い、住民との合意を得ながらすすめること。
12	ホームレスへの生活保護費については、全額国で負担するよう求めること。区としても、区立公園のホームレスへの対応にとどまらず、「とまり木」を中心に区内で生活するホームレスへの相談体制を抜本的に拡充し、取り組みをさらに行うこと。住宅扶助のみを出せるように国に要望する。

	<b>6 子どもたちのしあわせのために</b>
	<b>[1]保育の充実のために</b>
1	区立保育園の民間委託、民営化は行わないこと。
2	保育室職員の社会保険料などの事業者負担分を区が全額補助すること。
3	認可園の保育料の値上げを行わないこと。延長保育料は一律の料金ではなく、所得に応じた料金とし、減免措置を拡大すること。2人目以降の保育料軽減は兄弟姉妹が、認証保育所、保育室等を利用している場合も対象とすること。保育室、家庭福祉員等の保育料については軽減策を行うこと。
4	保育園での調理の民間委託は行わないこと。また、用務委託は契約内容を現場に則した内容に変えること。
5	アレルギー体質の子どもが増加するなかで、献立や除去食などに責任を持って対応できる正規栄養士をすべての園に配置すること。また、調理員を増員すること。当面、産休明け園には常勤栄養士を常駐させること。
6	私立認可園及び保育室に対して、区立保育園との公私格差を是正するため補助の充実を行うこと。また、国や都に対しては、民間社会福祉施設に対する補助金カットをしないよう強く要請し、補助の充実を図ること。
7	病後児保育の拡大と病時保育の導入を行うこと。
8	全区立園で、産休明け保育と延長保育を早急に実施すること。
	<b>[2]学童クラブの充実のために</b>
1	児童館・学童クラブの業務委託については、継続して職員が働き続けられるように対策を打つこと。また、今後の委託は行わないこと。
2	民間へ業務委託している児童館・学童クラブだけでなく、日常的に学童クラブ事業を調査・協議する運営委員会を、利用者も加え設置すること。
3	西落合の児童館については、隣接するあかね児童遊園で遊べるよう必要な人員配置すること。
4	学童クラブの時間延長については、民間委託という方法ではなく、夏休みなど長期休みの朝の登館時間を早めることも含めて、保護者や職員の意見を聞いて、充実・実施すること。
	<b>[3]出産・育児の充実のために</b>
1	子ども家庭支援センターを特別出張所単位で設置すること。

7 区民の健康増進と医療・公衆衛生の充実のために	
1	区民保養所・区民健康村は、条例を改正し、利用料金の上限を平日・繁忙期とも引き下げること。
2	食品の安心安全を確保する観点から、食品衛生監視員の増員をはかること。
3	各保健センターに設置されている骨密度測定機を、希望者がいつでも受診できるようにすること。また、乳ガン・子宮がん検診に「骨粗しょう症」を加えて女性の検診三点セットとして実施すること。
4	インフルエンザの予防接種費用を中学生まで助成すること。
5	65歳以上のインフルエンザ予防接種については、自己負担を1000円にすること。
6	成人健診については、医療機関委託を40歳以上とし、受診率の向上を図ること。中野区以外の隣接区でも検診できるような制度にすること。
7	区内の中小業者や家庭の主婦、パートや内職の女性が気軽に健康診断がうけられるように、近くの医療機関でも健康診断が受けられるようにすること。
8	小中学生に対し、小児成人病の定期検診を実施すること。
9	区民の健康を向上させるため、保健師などを増員すること。
10	医師の指示により在宅酸素療法を受け、酸素濃縮装置を使用している区民に対して、装置の使用にかかる電気代を助成すること。
11	都が医療費助成の対象から除外したウイルス性の慢性肝炎や肝硬変、へパトームの患者負担を軽減する対策を講じること。
12	公衆浴場については、高齢者が入浴しやすいよう改善する為の援助を区としても行い、地域コミュニティーの場を守る視点から様々な支援を行うこと。
13	ふれあい入浴事業は、利用者と浴場事業者の意見を十分聴き、高齢者の入浴日数の拡大などの改善を図ること。「ふれあい入浴証」は、毎年対象者全員に送付すること。ふれあい入浴事業は地域によっては他区も利用できるようにすること。

8 子どもたちの健やかな成長と豊かな教育をすすめるために	
1	「新宿区の教育」に憲法の掲載を復活し、子どもの権利条約も掲載し、人格の形成に値する教育をすすめること。子どもの権利条約について児童・生徒が内容を理解し、自らの権利を自覚できるよう必要な機会をもうけること。
2	「日の丸」「君が代」の一方的押しつけをやめること。また、学校において指導という名の下に教員及び子どもに対して処分などは絶対に行わないこと。
3	教育委員会活動の活性化をはかり、夜の教育委員会の開催、学識経験者、公募委員をふくむ恒常的な(仮称)教育委員会懇談会やPTAをはじめとした区内関係団体との懇談会の開催などにとりくむこと。
4	教育委員の任命にあたっては、準公選制を採用すること。
5	学校間格差を拡大する学校選択制は廃止を含めた再検討をすること。
6	学校適正配置については、「統廃合先にありき」という視点からのビジョンを現場に押しつけるのではなく、子どもたちの豊かな教育環境をつくるためにPTAなど学校関係者や地域住民の意見をふまえ、慎重に検討すること。牛込地区における学校適正配置については、地域との懇談会に十分な時間を取り、「統合しない」との意見が出た場合は統合しないこと。
7	学校給食については、食の教育としての位置づけを高め、区内小中学校の全校に栄養士を配置するよう引き続き都に要求するとともに、都が配置するまでは区費で全校配置をおこなうこと。また、調理業務の民間委託は止めること。栄養士のいない学校については、給食の事務について教員が担当するのではなく庶務係が担当すること。
8	授業時間数の確保を目的として行った、夏休み短縮については効果をよく検証すること。同時に、保護者より要望の強い土曜開校について実施上の問題点を含めて検討すること。
9	子どもの意見を聞く機会を広く設け、要望を行政に生かすこと。そのためにも、現在の小学生フォーラム、中学生フォーラムのほか高校生フォーラムをおこなうこと。児童・生徒も入れた(仮称)「学校運営協議会」を設置すること。適宜、学校運営に関する児童・生徒のアンケートをとること。
10	スクールカウンセラーの小中学校全校配置をすること。中学校のスクールカウンセラーについては常駐にすること。幼稚園の子育て相談員を全園に配置すること。また、問題を抱えている学校については、加配をおこなうこと。また「心の教育相談員」制度についても随時検証し、専門家の臨床心理士をできるだけ配置すること。また、相談室はだれでも気軽に出入りできる部屋と同時に、複雑な相談など個別の相談に応じるための部屋も確保すること。
11	教育委員会が行っている教育相談についても、土曜日・日曜日・祝日・夜間の拡大など、ホットラインとしての役割を強化すること。
12	小中学校の就学援助の適用基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げること。成長に伴い必要となった制服代・中学校のクラブ活動費など内容の拡大を行うこと。

13	区の奨学金は、貸付要件をあくまで経済的な理由を第一義とし、50名程度に増やすこと。私立高校入学に必要な入学準備金をさらに増額すること。また、公・私立高校進学にともなう奨学金は、国・公立を月二万円、私立を月四万円程度まで増額し、貸付枠も拡大すること。
14	学校配当予算を増やし、副読本・実習教材費等についても公費負担とすること。
15	都の補助金が大幅に拡大された区立小中学校の校庭の天然芝生化の実施に向けて、学校関係者とよく協議してすすめること。教育委員会・道とみどりの課・環境保全課が共同して庁内促進対策連絡会(仮称)をつくり、すすめること。また、人口芝生化についても促進すること。
16	小・中学校の修繕については、積算金額を引き上げ、小規模なものについても積極的に実施すること。また、学校改修にあたっては現場教師およびPTA、児童・生徒の意見を良くきくこと。
17	傷んだ机やいすなどを交換できるよう、学校備品費を増額すること。また、学校への配当も増額すること。
18	各学校の校庭開放運営委員会からの用具整備等の要望が実現できるよう予算を増額すること。
19	中学校の部活動を維持する外部指導員確保のための一校あたりの予算を増額すること。
20	児童・生徒用ロッカーの未設置教室については現場と協議して整備すること。
21	学級運営費については、生徒数、学級数のみを基準とせず、一校あたりの必要額を充分配慮した上で、学校運営費基準の見直しを行い、増額を図ること。また、学校配当予算を回復すること。
22	全校でプール指導における安全性・指導性を強化するため、スポーツ指導者バンクも活用し、プール利用期間、補助指導員を配置すること。
23	各小中学校のプールに温水シャワーを設置すること。
24	区立小・中学校の給食調理室は衛生上問題点の指摘されているウエットシステムから、ドライシステムに計画的な改善をすすめること。
25	学校給食は、なるべく無農薬、低農薬の食品を使用し、冷凍食品や、遺伝子組み替え食品を使用しないこと。
26	小規模校については全専科の教員を配置すること。当面の措置として区費での非常勤を配置すること。
27	学校での安全確保のために子どもたちの在学時間にあわせた警備員の配置を全校におこなうこと。

28	LD及びADHDの児童・生徒に対する適切な援助、指導のためにも、教員及びスクールカウンセラーの増員を行なうこと。中学校卒業後の進路相談はきめ細かく行なうこと。
29	塩見臨海学園は廃止計画を撤回し、学校関係者の要望も取り入れて校外学習施設として存続すること。塩見臨海学園の廃止に伴う適切な校外学習としての民間施設を検討すること
30	少子化の進展と地域の子育て支援の観点から区立幼稚園の4歳児の編成基準については8名以上に戻すこと。休学級・休園の区立幼稚園についても募集を行うこと。
31	すべての幼稚園に専任園長をおき、正規教員の増員及び養護教諭を配置すること。再任用、再雇用職員の配置については、あくまでも加配で行うこと。
32	特に独立園舎である東戸山、西戸山幼稚園の養護教諭については早急に配置すること。
33	区立幼稚園の3才児保育を拡大すること。
34	「預かり保育」の制度化と人的措置をとること。専門の先生を配置し、「預かり保育」の実施回数を増やすこと。
35	全ての区立幼稚園にプールをつくる年次計画を策定し、条件のある園からただちに実施すること。
36	教育センターについて、利用者がより活用しやすくするため、夜間および土・日・祭・休日も開館すること。
37	ポルノビデオ・雑誌など性の商品化や退廃文化から子どもたちを守るために、関係業者にはたらきかけ、自販機の撤去、宣伝・販売の自粛等を要請すること。
38	教員の長時間・過密労働の常態化がないか調査し、是正をはかること。
39	新任教員のフォロー体制を万全なものとする。正規職員を区費で雇用し、教員を充実すること。
40	小中学校のアルバム代については全額を助成すること。
41	幼稚園施設の老朽化への対応と遊具の定期点検を行い、古いものは新しく取り替えること。
42	幼稚園年長組へのならし給食を定期的に行うこと。
43	小中学校の屋上の有効利用を進めること。屋上緑化や太陽電池発電や風力発電などを積極活用し環境教育を進めること。

44	養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど校務分掌上より適切に位置づけること。
45	教育委員会にソーシャルワーカーを配置すること。
46	学力テストについては学校ごとの結果は公表しないというこれまでの方針を堅持すること。

	<h2>9 区民が定住できる安全で住みよい街づくりのために</h2>
1	<p>建物の絶対高さ制限等を導入する「高度地区変更」については、大規模敷地の建築物の特例を認める場合には広く地域住民の意見を聞く公聴会を開き、計画に反映させること。</p>
2	<p>区民の住環境を保全するため、新宿区独自の環境アセスメント条例の制定、公聴会制度を創設すること。</p>
3	<p>大久保公園については、地域住民はもちろんバスケット利用者などの意見も聞き、今後の活用の仕方に反映すること。</p>
4	<p>都市再生緊急整備地域の開発にあたっては、居住者はもとより、地域住民を無視した再開発計画をすすめないこと。</p>
5	<p>区立住宅で高齢者、障害者がいる世帯には、都営住宅と同じようにインターホンの設置などを無料でおこなうこと。</p>
6	<p>高齢化が進んでいる既存の区営住宅に、都営住宅でも実施されているように引き続きエレベーターを早期に設置すること。</p>
7	<p>区民住宅の家賃基準を引下げること。生活困窮者になった場合、生活保護の受給ができるよう対策を講じること。</p>
8	<p>住宅困窮度の高い方むけの都営住宅ポイント募集の申し込み基準に合致する高齢者・障害者・母子世帯などを対象に、家賃助成を早急に実施すること。</p>
9	<p>「木造賃貸住宅地区整備促進事業」については、従前居住者に対する相談活動、仮住居対策、従前居住者用住宅の確保、住み替え者への家賃補助、新築建物の家賃軽減対策等に万全を期し、本事業による立ち退き者を生じさせない措置を講じた上で、対象区域の積極的拡大をはかること。</p>
10	<p>「若葉・須賀町まちづくり」については、若葉二丁目・三丁目のモデル地区に、都心共同住宅供給事業などあらゆる公的支援を行い、住民の負担が少なく、希望に添うようなまちづくりをすすめること。共同化を希望しない住民も共存できるまちづくりとすること。</p>
11	<p>住宅建設資金融資制度の対象枠を住宅金融公庫融資物件にも拡大すること。リフォームやマンションの大規模改修などにも利用できるようにすること。</p>
12	<p>ワンルームマンション条例の対象建物につき、建築後の高齢者・ファミリー世帯の入居状況や管理体制などの報告制度をつくり、指導すること。また、ワンルームマンション条例については、この間の実態を把握し、戸数規模、管理のあり方、駐車場・駐輪場の基準など適用基準の見直しを区民の意見をよく聞き行うこと。</p>
13	<p>マンション相談窓口のPRを充実させ、多面的な相談に応じられる体制に強化すること。2003年度に実施した分譲マンション実態調査結果に基づき、大規模修繕・バリアフリー化・耐震化等の為の融資制度をつくり、安全性の向上をはかること。</p>

14	マンション修築資金の融資を管理組合単位で受けられるようにすること。また、住宅金融公庫による共有部分リフォームやバリアフリー化の利子補給を行なうこと。
15	住宅課にマンション担当の係を設置し、居住者の意見聴取や実態把握につとめ、集合住宅対策を抜本的に強化すること。
16	「福祉のまちづくり条例」を制定し、区の公共施設、民間施設や駅舎、バス停、公衆便所、公園などを高齢者・障害者が利用しやすくすること(スロープ・エレベーター・エスカレーターの設置等)。この間の法律などに基づいて、新宿区の「福祉のまちづくり条例」を制定すること。
17	道路上のガードレール、電柱などの設置位置の改善、歩道面の平面化、点字ブロックの敷設、カーブミラーの設置など、誰もが安全に通行できるような道づくり・まちづくりを積極的にすすめること。高齢化社会の招来にそなえ、電動車いす、シニアカー等の交差が可能な歩道スペース確保にむけて中期的な歩道拡幅・改善計画の策定に着手すること。
18	震災対策や景観保全のために、区道の無電柱化を促進すること。当面、聖母坂通りや曙橋通りを積極的に取り組むこと。
19	放置自転車対策について鉄道事業者や東京都に働きかけ、駅周辺に自転車駐輪場や自転車整理区画を設置し放置自転車の解消を図ること。一日利用、一時利用ができるよう整備すること。一時利用は全て無料にすること。また、自動二輪車の駐輪場設置を進めること。
20	当面の放置自転車対策として駐輪場未設置の駅前等に「自転車整理区画」を設け、自転車整理員を配置すること。
21	公道と同様の不特定多数の通行に利用されている私道については、舗装工事等へ10割助成をおこなうこと。
22	危険なブロック塀については積極的に倒壊防止策の助成制度を周知し、危険性のあるものについては個別に案内すること。
23	高齢者、障害者に配慮し洋式便器を公衆便所に積極的に設置すること。
24	公衆便所の改修計画を策定し西戸山公園などの公衆便所についてはイベント時等に対応できるよう男女別トイレとすること。また、公園などの男子トイレについては目隠し戸をつけること。手洗いについてはセンサーによる自動洗浄ができるようにすること。
25	公衆便所にトイレトペーパーを設置すること。トイレトペーパーの設置が困難な場合は、トイレトペーパーの自販機を設置すること。
26	街路灯について、調査結果にもとづき改善を図ること。防犯対策という観点と町会への支援という新たな観点から、現在の民有灯の工事費・維持費の助成について抜本的に引き上げること。必要な安全対策として、専門家による民有灯の点検を区として行うか、相応の費用の支援を行うこと。
27	駅やバス停の近くに、わかりやすい周辺の地図掲示板を整備すること。特に、住居表示案内板については、住居表示の改善が実施されていない地域には、独自の対策をとって整備すること。

28	塾通いの自転車について、本来塾や各種学校が自転車等の駐輪場を整備すべきと考えるが、区としても実態調査し、例えば駅前にある既存の駐輪場などを有効活用し、歩行者の安全を確保すること。
29	集合住宅及び事務所ビルの建築にあたっては、自転車及び自動二輪(バイク)駐車場の附置義務を適用すること。
30	開かずの踏み切り解消のために西武新宿線の地下化を要望すること。
31	安全性確保のために、近隣住民の意見を聞き、必要であれば公園のライトの照度を上げること。

10 環境破壊を防ぎ、みどり豊かな生活環境を	
1	清掃事業については、資源循環型清掃事業への転換をめざし、企業責任の明確化、住民参加の立場で、ゴミ減量、リサイクルの推進をすること。
2	牛乳パック、ペットボトル、トレー、乾電池等の回収拠点を増やすこと。ペットボトルについては分別回収品目に追加し、集合住宅での回収棟数を拡大すること。
3	事業系ゴミの有料シールについて、不況の影響を大きく受けている小規模零細事業主の負担軽減策を講じること。事業系ゴミの値下げを行うこと。
4	屋上緑化への助成制度を創設し、生垣助成の金額を増額すること。保護樹林の移植については助成も含めて支援し、緑被率の向上を図ること。環境の保全を掲げている区として、貴重な保護樹木の維持管理費を増額すること。
5	自動車排気ガス測定局、一般環境大気測定局は地域のバランスも考え増設をはかること。
6	国公有地の樹木を区の保護樹木に指定し、無計画な伐採は行わせないこと。また、民間の開発事業の際、現存の樹木について残し、やむ終えず移植する際も敷地内での移植をはたらきかけること。
7	国公有地並びに民間所有の未利用地について、利用が決定するまでの間、区民が借り受けてガーデニングや菜園として土に親しむことのできるシステムを検討すること。
8	光化学スモッグ注意報の発令は区ホームページのトップページからも見られるように改善すること。
9	一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、リサイクル審議会答申なども区民に知らせ、公聴会の開催など広く一般区民の声が反映できるようすること。
10	容器包装リサイクル法以外の廃プラスチックもリサイクルするための対策を早急に講じること。
11	中央環状新宿線について①各排気塔の状況の測定値をリアルタイム表示するよう首都高に要望すること②脱硝装置およびSPM除去装置については機器による測定のもと、メンテナンスを適切に行っている状況について住民に情報提供するよう首都高に要請すること。③自動車排出ガス測定局、一般環境大気測定局の増設をはかるよう都に要望すること④環境測定の情報公開をふまえ、恒常的に協議できる場を住民参加のもとに設置すること。

	11 災害から区民のいのちとくらしをまもるために
1	災害時要援護者の登録促進のために、関係する全ての課と連携しヘルパーや町会役員、民生委員の力も借りるなどして幅広い呼びかけをすること。また、高齢者だけでなく、妊産婦や乳幼児を抱える保護者にも母子手帳配布時や保育園などで知らせること。災害時対策として一人一人具体的な救助対策を地域ごとに早急に確立すること。
2	新宿区事業所防災アンケートの調査結果に基づき、特に遅れている中小零細企業の防災対策の強化を図るため、事業所建物の耐震調査、改修の融資や利子補給、備蓄物資の拡充のための助成制度等を行うこと。
3	小型防災貯水槽を地域ごとに偏らないよう、民間施設の協力も得て、今後も引き続き設置場所の確保に努力すること。
4	区内各小中学校に、集中豪雨時の雨水の一時貯留や、大地震の際の避難所としての「トイレ対策」ともなる「多目的防災貯水槽」を年次計画をもって設置すること。下水道直結式のトイレの配備を進めること。
5	国民保護法の武力攻撃等の事態想定(8類型)にもとづく訓練は行わないこと。
6	家具等の転倒防止対策の重要性を啓発・周知するとともに、あっせんした器具でない場合も取り付けを支援すること。防火用品の斡旋制度について、あらゆる場でくり返し区民に周知すること。
7	災害対策として、区立保育園と同様に、区立幼稚園・小学校に園児・児童用の防災頭巾を備品として整備すること。中学校については、生徒用のヘルメットを整備すること。
8	崖・擁壁の簡易調査に無料で民間の専門技術者を派遣する制度を周知するとともに、本格改修の際に資金融資の斡旋と利子補給に加え、助成制度を創設すること。
9	近年、異常気象に伴う集中豪雨・都市型ゲリラ豪雨による水害が頻発するもとの、雨水貯留施設や地下浸透施設の設置の重要性を再認識し都に対して助成制度の復活を要求するとともに、区独自の助成制度を創設すること。
10	災害見舞金の増額、災害見舞い品の充実、中野区や杉並区のように貸付金の条件(保証人の要件をなくすなど)及び額のさらなる拡大を行うこと。
11	水害時には現地に対策本部を設置し、必要な情報提供と人的支援で住民支援を遅漏なく行うこと。
12	災害時における消防水利等として協定を結んでいる『井戸』が活用できるように維持管理すること。また、協定を締結する井戸を増やすこと。
13	都市型災害に備え、道路の透水性及び保水性舗装を促進すること。

	<b>12 中小零細業者の経営とくらしを守り、地場産業を振興させるために</b>
1	下請け工賃の保証、取引条件の適正化など、発注元企業に対し関連法令の遵守を身近な行政機関として指導徹底をはかるため「下請け基準監督官」制度をつくること。
2	商工業緊急資金については貸し付け限度額を2000万円に、商工業資金については貸し付け限度額を3000万円に引き上げ、あわせて、信用保証料の全額補助、利子を1%以内におさえる利子補給を内容として実施すること。創業資金については自己資金にかかわらず限度額まで貸し付けること。
3	区の購入発注を区内中小業者に広範囲に優先的にまわすこと。また、中小業者が発注しやすいように技術的・数量的に可能なものは、分割発注、前渡や部分払い制度の拡充、入札参加資格、ランク付の改善などをおこなうこと。
4	区が発注する1000万円以上の工事について、最低価格制度を導入すること。また物品についても区独自に最低価格制度の導入を検討すること。
5	区が発注する印刷物を競争入札に付する場合は、入札終了後に予定価格を公開すること。また、印刷請負の入札については、既に、中央区が実施しているように最低制限価格制度を導入し、不当なダンピングによる落札の防止と透明性を確保するため予定価格の事後公表を行うこと。
6	印刷、染色、古書店など新宿の特色ある業種に対する支援策を重点事業として位置付け、具体化すること。
7	染色産業については、後継者育成のための奨励金事業、貴重な技術の記録・保存への支援、実態調査、地場産業展の開催などをおこなうこと。
8	新宿区の特色ある業種である古書籍業の振興対策を計るため、関係団体と定期的に協議の場を設け、区のブランドとして宣伝すること。また「古本市」などイベントを行うための施設の提供を行うなど、実効ある振興策を実施すること。
9	区内のデパートやホテルなどの協力を得て、地場産業展を開催し染色産業の需要開拓、販路拡大につながる振興策として、ワイシャツやネクタイをはじめ装飾小物など、新宿ブランドとして、即売するなどの企画を取り入れること。
10	住宅リフォーム資金助成制度を創設し、区民の住環境の改善を促進し、区内中小施工業者の振興をはかること。
11	自宅と併設しているアパート主等が改修築をする場合、現行は「自宅部分は住宅課の住宅建設資金融資あっせん、賃貸アパートの事業部分は商工観光課の商工業融資制度で対応」となっており、手続きが煩雑である。こうした場合の融資の一本化を検討すること。
12	「新宿区特定業務施設等の条例」については、地域環境の保全と小売業を中心とする地域商店街の振興の視点から実効ある運用をはかること。届出が出された際、近隣商店会に速やかに通知し調整を図ること。

13	大企業が一方的に仕事量の大幅削減や取引条件の変更などをしないように、区内の大企業、親企業に要請すること。
14	「商工だより」については、商工業者の意見を取り入れるなどして、内容の充実と活用方法の改善をはかること。
15	区の産業振興のために、専門分野の職員を配置するなど、商工観光課の職員体制を強化すること。
16	商店街活性化、生鮮三品小売店活性化としてポイントカード事業を行うこと。
17	商店会加入促進の努力義務を規定した条例を制定すること。また、商店会に加入していないチェーン点などには強く加入を働きかけ、チェーン店本部へは区長も含めて区として要請すること。
18	商店会振興として、駐輪場やサロンなど具体的な空き店舗対策を行うこと。

	<b>13 消費者の権利を守るために</b>
1	「消費者保護条例」、「食品安全条例」を制定すること。
2	消費者保護のPR活動を強め、架空請求やなりすまし詐欺、おれおれ詐欺、リフォーム詐欺、電話フックスリース詐欺等、悪質商法から区民を守ること。そのため、消費者センターの相談体制を一層強化すること。
3	消費者啓発を強化し、とくに小・中学生、高齢者への消費者教育を充実させること。同時に消費生活センターのするとともに休館日や夜間の相談に対応できるようNPO等と連携を取ること。

	<b>14 区内で働く勤労者のために</b>
1	区内在勤者への施策を区政上からも位置付け、この問題を所管する担当部署を商工観光課内に設置すること。
2	勤労者福利厚生資金については、貸付限度額を100万円にすること。区の直貸制度化による貸付利率の引き下げをめざし、当面利子補給をすること。区にも直貸し制度をつくること。
3	勤労者福祉サービスセンターの会員拡大については、零細業者にスポットをあて、サービスセンターの利用のPR活動をすすめること。
4	「ポケット労働法」については、ダウンロード版だけでなく、著作権を活用し、印刷して、新成人や区内に住む高校の卒業生へ配布すること。また、公の施設に置くことはもちろんのこと、駅頭、インターネットカフェやコンビニなどの協力も得て広く普及すること。

	<b>15 青年のために</b>
1	区内青年の生活実態や要求を毎年把握し、青年の施策に生かすこと。
2	青年・学生が将来にわたって新宿区内に定住できるように、新婚者用・青年学生向け住宅をつくること。
3	区内の青年を主体とした団体と、その団体が行うイベントなどの自主的活動に対し、区として支援すること。
4	学生・勤労青年向けの家賃補助については、97年度までの制度内容に復活し、募集戸数についても、毎年度100名まで拡大すること。新婚世帯向け家賃補助制度を復活すること。
5	区の奨学金制度は支給額を増額し、無償の奨学金制度にすること。また、対象を高校生まででなく、大学生・専門学校生まで拡大し、支給人数を50名に増やすこと。
6	保証人が見つからないために、民間賃貸住宅への入居が困難となっている青年の入居を支援するため、区と協定を結んだ保証会社をあっせんすること。また、一部でも保証料を助成すること。

	<b>16 区内在住の外国人のために</b>
1	区内在住外国人の声を区政に反映させるために「外国人議会」を設置すること。
2	不法就労を強制されるなど困難な状態にある外国人女性の緊急保護体制を確立すること。
3	ゴミ集積所に外国語の案内版を必要に応じて設置すること。不動産・マンション管理業界団体に対し、賃借人へのごみ排出指導の徹底を求めること。
4	「区長へのはがき」の外国語版(英・中・韓など)を作成し、多文化共生プラザ等の区施設にも置くこと。

17 区民のスポーツ、レクリエーション、地域文化の発展と生涯学習振興のために	
1	自主的なスポーツ団体の行事に対しては、その歴史や規模の大小に係わらず、助成および後援を公平におこなうこと。
2	スポーツ施設(校庭開放含む)の団体登録の登録要件を統一し、窓口を一本化すること。登録団体についての区内在住、在勤、在学等の要件を緩和すること。また、各種スポーツ団体の大会に区以外のチームも参加できるようにすること。
3	区内企業、落合下水処理場職員専用テニスコートなど官公庁、また早稲田大学体育施設などのスポーツ施設を住民に開放させるようにはたらきかけること。新宿区が他区と共同で借りている上智大学のグラウンドについては、使用方法やグラウンドの整備について大学側と相談し改善を図ること。また、区内、区外にも使用できるグラウンドを確保すること。
4	スポーツ施設の整っている地方の市町村と提携するなどして、その施設で区民やスポーツ団体が合宿などが出来るようにすること。区民健康村や女神湖高原学園の施設に空きがあれば合宿などができるようにすること。
5	旧淀橋中学校や、今後は統合予定の区立学校等を含め、少年野球場、サッカー場など、スポーツ施設の増設に取り組むこと。
6	ナイター野球場の使用料を近隣区と同程度まで引き下げること。
7	新宿区野外スポーツ施設のシャワーを温水にすること。
8	学校開放にともなうトイレ、シャワー施設を整備し、更衣室、ロッカーの設置については改築時を待たずに、利用方法を工夫し設置できるところから行うこと。
9	西戸山野球場、落合中央公園野球場について、11月・3月もナイター使用ができるようにすること。
10	西落合少年野球場は、妙正寺川の護岸工事とあわせ、外野の芝生を整備し、子どもたちが安心してプレーができるよう改修し、十分な管理をおこなうこと。
11	妙少寺川公園多目的運動広場については、管理棟の移動など広く使えるように、本整備を早期に実施すること。また、ナイター設備の設置および芝生の設置を、積極的に中野区と協議すること。
12	フットサルをはじめ、狭いスペースでも競技可能なスポーツについて、コズミックスポーツセンター、スポーツセンターは共に利用可能な施設であることを広報などにより周知すること、また民間の明治神宮等の利用可能な施設を広報すること。ゴールを設営できるように検討すること。また、フットサルの大会などを積極的に開催すること。
13	スケートボードや3オン3などのストリートゲームが安全にできる広場の確保や公園整備をすること。また、必要な時は都などにも要請すること。

14	戸山公園運動広場の整備計画については、その内容についてあらためて区民・利用者に意見をよく聞いて都と協議すること。また、ナイター設備の設置を都に要望すること。
15	コズミックスポーツセンターの多目的広場に、団体、個人とも使用できる一輪車、ローラースケート、ローラーブレードを置き、貸し出すこと。
16	区民の芸術文化活動の育成をはかるとともに、会場費の減額、資金援助を含め自主的な活動への助成を充実すること。
17	区立図書館のあり方については、図書館運営協議会だけでなく区民参加で十分に検討すること。とくに図書館運営についての「多様な主体」の検討については、他区で問題が指摘されている指定管理者制度の導入やカウンター業務などの業務委託についてはおこなわないこと。
18	社会教育会館の地域センターへの統合をやめること。利用料金は現行のままで施設の設置目的に沿ってさらに充実させること。
19	中央図書館の建て替えにあたっては利用者や区民の意見を聞くこと。また、移転に伴い図書館空白地域になる当該地域について跡地活用も含めて対応すること。
20	中村つねアトリエの取得を積極的におこなうこと。
21	地域センターの利用料を引下げること。地域センターの団体登録枠を在学・在勤まで広げること。

18 区政の民主化と行政サービス向上のために	
1	新宿区パブリックコメント制度を見直し、区的意思決定後に区民意見を公表するのではなく、決定以前の段階でも意見の取り扱いや公表方法の規定を加える等、区民参加をより促進するものに発展させ、条例化すること。
2	組織・職員定数の見直しについては、区民ニーズに応える体制確立という立場を基本に検討をすすめること。とくに、区民への影響が大きい保育園など福祉施設の職員の削減は行わないこと。組織・定数の見直しは全職場的に検討するボトムアップの機構を設置するとともに、職員団体との合意のもとにすすめること。また、組織の再編・見直しについては、職員団体との合意とともに、関係する区民団体等と協議するなど区民の意向を充分尊重してすすめること。職員の年齢構成を考慮し、若い職員を積極的に採用すること。
3	区施設のトイレに、改築時だけでなく、おむつ替えシートと幼児を安全にガードできる器具(ベビーシートなど)を男女共に設置すること。本庁舎に授乳室を設置すること。また、乳幼児連れの区民が多く利用する区施設にも授乳室を設置すること。
4	監査委員は公選制にすること。
5	予算編成に当たっては、各要求を十分検討し、事前に区議会に内示するとともに、復活折衝を制度すること。
6	区長など特別職の退職金を廃止すること。廃止しない場合には削減すること。
7	投票率を向上させるため、期日前投票所や当日投票場所を増設し、地域区分も見直すこと。既存の投票所が建て替え等で変更される場合は当該住民の意見を尊重すること。投票率の向上対策として防災無線による投票日周知放送と棄権防止の呼びかけをおこなうこと。
8	区施設内トイレの蛇口を自動にすること。
9	区として市場化テストは導入しないこと。
10	業務委託を名目にした「偽装請負」は行わないこと。
11	公営掲示板の設置場所については、民間の施設にも働きかけるなどして人通りの多いところ等に設置できるよう改善すること。そのため、これまでの設置場所について人通りの調査を行うこと。
12	区と協力共同の関係にあるNPOに対して、学校や福祉施設等の跡地を活用して無償または低廉な家賃で活動の場を提供すること。

	<b>19 地方自治と財政自主権の確立のために</b>
1	過去に発行した高利の区債については借り換えおよび繰り上げ償還による歳出削減策を講じること。縁故債について当該金融機関と協議するとともに、政府資金については他団体とも連携して引き続き強力に要請すること。
2	東京電力、東京ガス、NTTの電柱・管路等の道路占用料については、政令基準の積算単価に基づき適正な額に引き上げること。
3	特別区競馬の場外馬券売り場増設計画は白紙撤回させ、新宿区内での開設に反対すること。特別区がギャンブルとしての競馬を実施することについては根本的に再検討し、将来的には実施主体から離脱すること。また、松竹会館新築ビルに計画されている場外馬券売り場と場外馬券売り場になる可能性を残すJRAのショールーム設置に反対すること。